

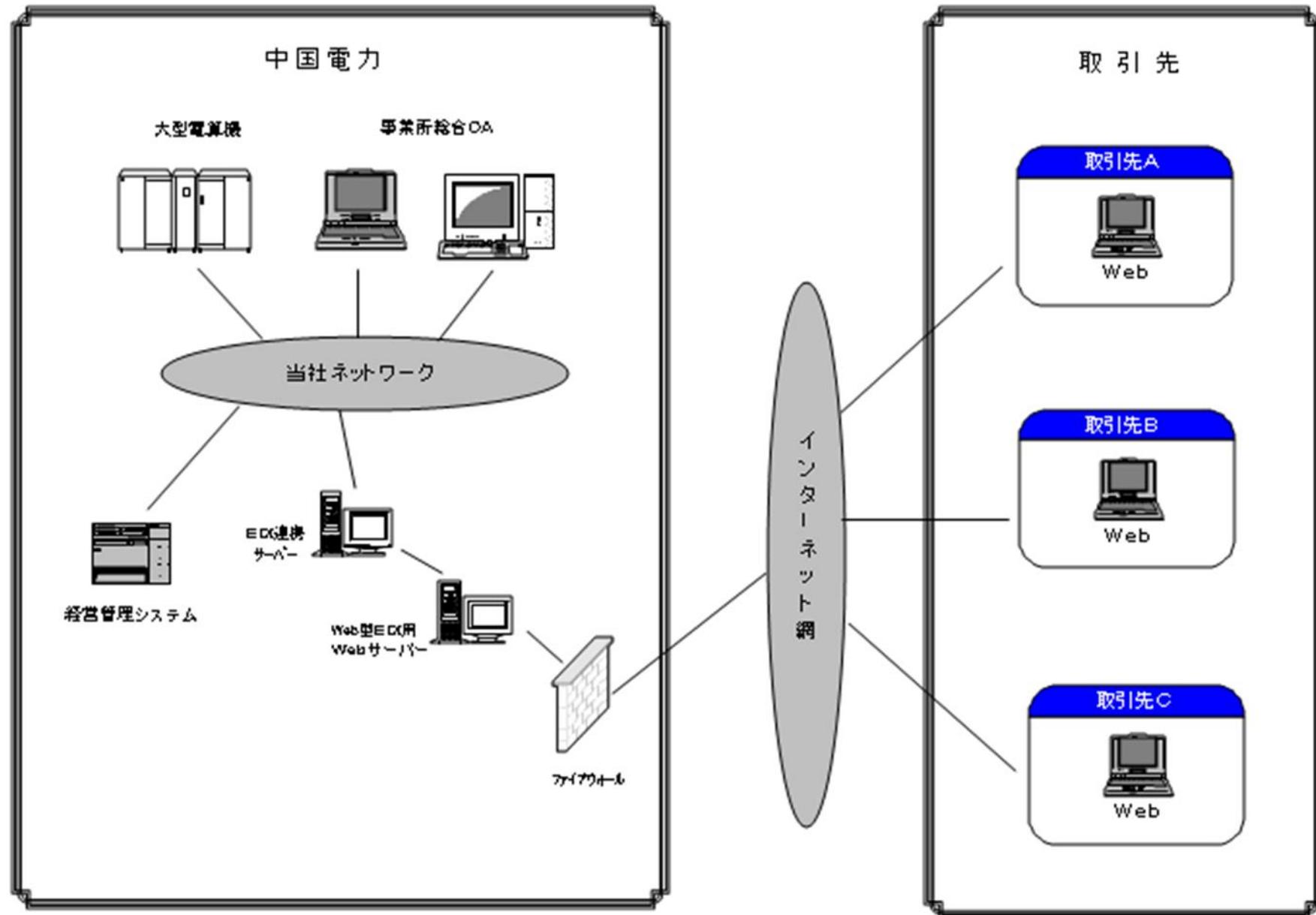


中国電力資材EDIシステムについて

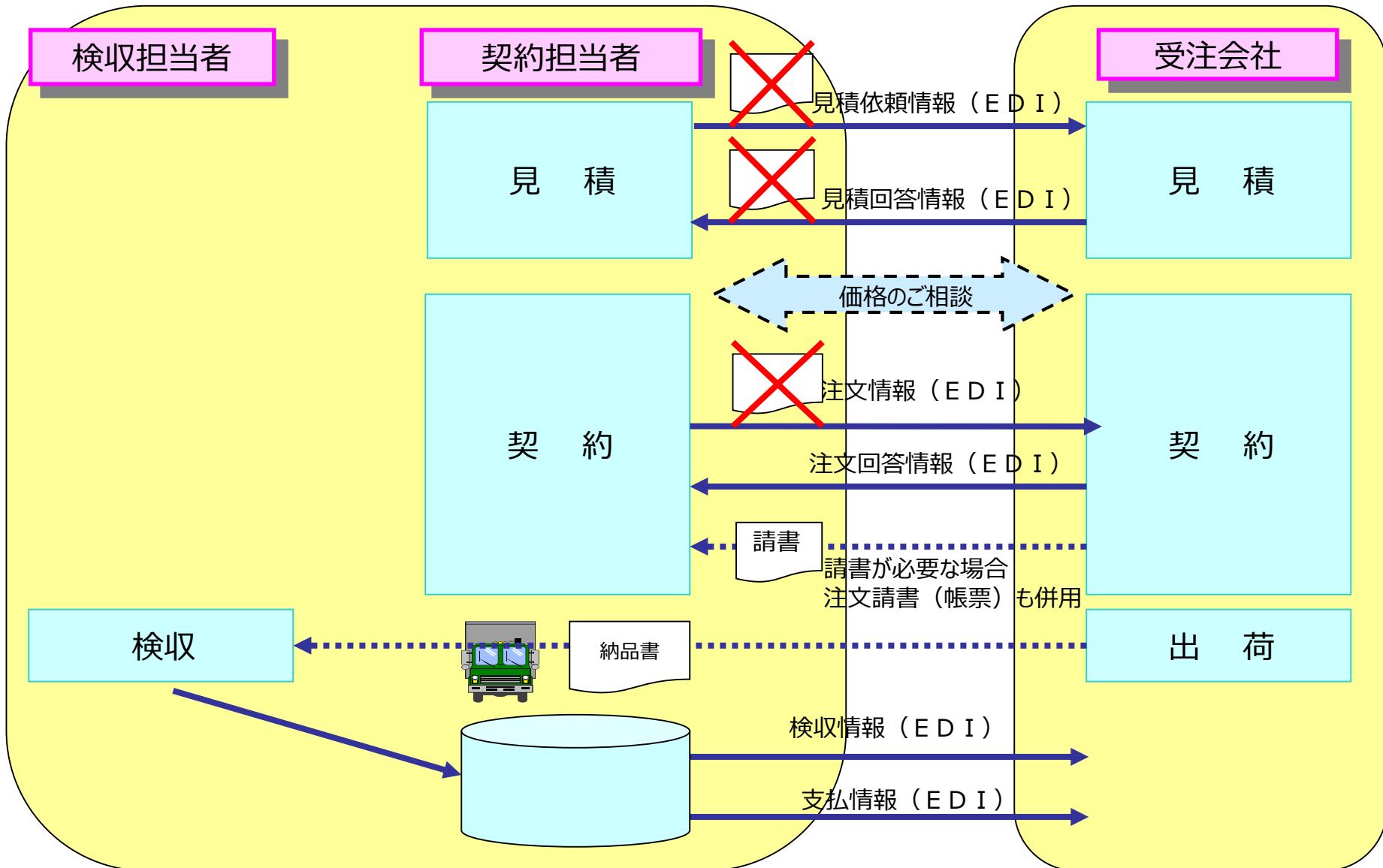
1. 概要

- ・ 中国電力資材EDIシステム（以下、「本システム」という）では、インターネットに接続できる一般的なパソコン等で、中国電力(株)または中国電力ネットワーク(株)（以下、「発注会社」という）からの見積依頼情報・注文情報等の取引情報をWeb上で参照したり、それらに対する見積回答情報等を送信することができます。
- ・ 見積情報・注文情報などの取引情報を、パソコンにダウンロードし、データ集計等にご利用いただくことができます。また、プリンターから、見積依頼書、注文書、注文請書、納品書兼請求書等の必要帳票を出力することができます。
- ・ 仕様書や見積内訳書等の電子ファイル（Excel・Word・PDF・TIF）を取引情報に紐付けて添付することができます。
- ・ 本システムを利用することで、見積依頼書、見積書、注文書のペーパレス化と、契約手続処理の迅速化・効率化を図ることができます。
- ・ 稼働時間は、平日の8:00～20:00です。

2. システム構成



3. 業務フロー





4. 画面イメージ（例：見積回答情報画面）

メインメニュー メッセージ一覧 受信トレイ ▾ 送信トレイ ▾ 履歴トレイ 業務終了

見積回答情報(物品)入力

送信メッセージ

マーク	新着	添付	編集状況	作業者	更新日時
	New		新規作成中	担当太郎	

項目一覧

*見積提出区分 ▾

件名	20230406テスト			見積依頼No.	7100003620	中電管理No.	1100011413			
購買区分	購入	見積提出期限	2023/04/07	納入場所	三隅発電所機械保修課					
受渡条件	持込渡		支払条件	検収後一括払						
契約分類			上限金額(税抜)	円						
見積依頼納期	2023/06/30	*見積納期	2023/06/30 <input style="width: 20px; height: 20px; border: 1px solid #ccc; border-radius: 5px;" type="button" value="日付変更"/>	*営業担当者	担当太郎	*TEL	0123-45-6789			
発注元	中国電力株式会社									

「控除金額合計」と「見積一括値引」は、マイナス金額(税抜)で入力してください。

見積金額合計(税込)	0 円
内訳	明細金額合計
	0 円
	*控除金額合計
	0 円
	*見積一括値引
	0 円
	*消費税額等合計
	0 円

マリ子明細

見積金額は、税抜金額を入力してください。

No.01	品名規格	テスト						
	見積依頼数量	1.0	*見積数量	1.0	単位	式	*見積金額	0 円

エラーメッセージ

操作

5. 各種機能

メール通知機能

次の情報がシステムに登録された時点で、担当者宛に新着情報が登録された旨の電子メールが送信されます。

- 見積依頼情報、注文書情報、検収（出来高検収も含む）情報、支払情報

ワークフロー（承認）機能

担当者が登録した見積回答情報・受注回答情報は承認者に回付され、承認者は、それらを発注会社に送信することについて決定します。

電子ファイルの添付機能

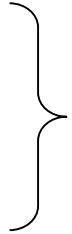
発注会社が取引情報に添付した電子ファイルは、端末にてダウンロードできます。また、取引情報に電子ファイルを添付して送信することができます。

- 見積依頼情報 → 仕様書、内訳書フォーマット、見積その他文書のダウンロード
- 見積回答情報 → 見積仕様書、見積内訳書、見積その他文書の添付
- 注文書情報 → 注文仕様書、注文その他文書のダウンロード

5. 各種機能

帳票出力機能

必要に応じ、次の帳票を印刷・保存することができます。

- 見積依頼書
 - 見積書
 - 注文書
 - 注文請書
 - 納品書兼請求書
 - 工事完了届兼請求書
 - 出来高通知書
 - 検収通知書
 - 支払通知書
- 

発注会社へのご提出が必要です。

5. 各種機能

取引情報のダウンロード機能

見積依頼情報・注文情報などの各取引情報を、CSV形式にてパソコンにダウンロードすることができます（複数の件名を一括してダウンロードすることも可）。

情報の種類	主な出力項目
見積依頼情報	訂正コード, 見積依頼番号, 件名, 見積依頼年月日, 見積提出期限, 支払条件, 納工期, 見積依頼箇所, 品名・工事名, 見積数量
見積回答情報	見積辞退区分, 見積依頼番号, 件名, 見積提出期限, 支払条件, 納工期, 合計金額, 消費税金額, 品名・工事名, 見積数量, 見積金額
注文情報	訂正コード, 注文番号, 件名, 注文年月日, 支払条件, 納工期, 注文箇所, 合計金額, 消費税額, 品名・工事名, 注文数量, 注文金額
受注回答情報	注文受託区分, 注文番号, 件名, 受注年月日, 支払条件, 納工期, 合計金額, 消費税額, 品名・工事名, 受注数量, 受注金額
検収情報	訂正コード, 注文番号, 件名, 支払条件, 検収日, 納工期, 合計金額, 消費税額, 入荷年月日（物品）, 検収数量, 検収金額
支払情報	金融機関振込日, 金融機関名, 金融機関支店名, 預金種目, 口座番号, 口座名義, 注文番号, 支払金額

6. ご利用にあたっての留意事項

ウィルス対策

- 添付文書（電子ファイル）による情報交換が可能であり、添付文書（電子ファイル）に対するウィルスチェックを実施する必要があります。
- 本システムでは、「利用者双方によるウィルスチェック」が基本となっています。以下の対策をお願いします。
 - リアルタイムのウィルスチェック
 - 最新のウィルスパターンファイルの更新運用

6. ご利用にあたっての留意事項

取引データの保存について

- 「電子帳簿保存法」の定めにより、所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合、その取引記録を保存しなければなりません。
なお、保存形態は、電子データと紙のいずれであってもよいとされています。
- 電子取引の取引情報の保存場所および期間については、取引情報の受け渡しが書面で行われた時点の税法の規定に従わなければなりません。
- 本システムには、取引情報のダウンロード、帳票出力などの機能がありますので、自らの責任において、必要な対応をお願いします。

注) 本システムにおける取引情報の保存期間は、検収後6箇月です。

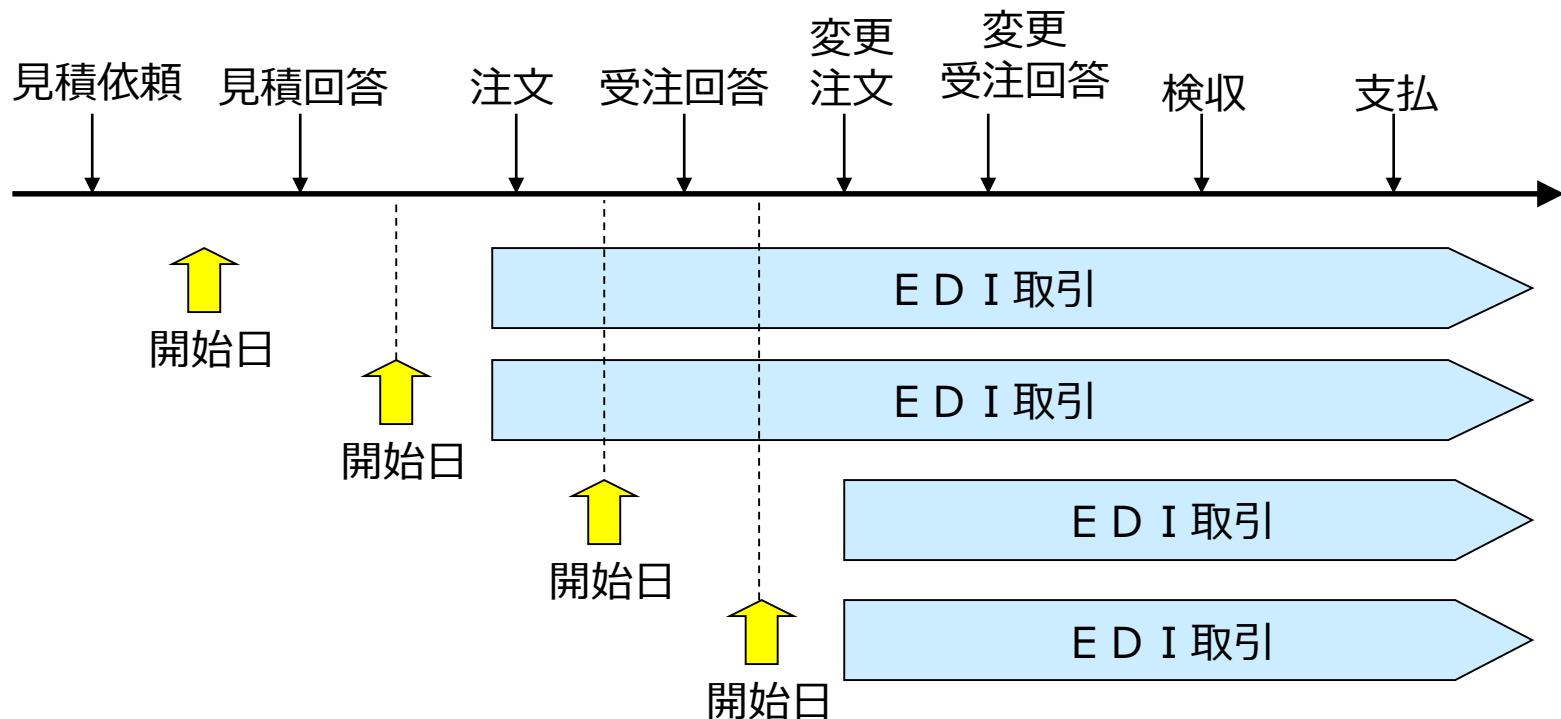
【電子帳簿保存法 第7条】

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

6. ご利用にあたっての留意事項

データの移行について

本システムの運用開始日よりも前に作成された伝票は連係されません（案件別にみると、業務の途中から本システムに連係される場合があります）。



資材取引に関する帳票等の中には、各種法令により一定期間の保存が義務付けられているものがあります。

法令	保存者	保存対象	保存期間
商法 第19条第3項	「商人」	貸借対照表・損益計算書・営業報告書・利益処分案・付属明細書・監査報告書、総勘定元帳、各種補助簿、株式割当簿、株式台帳、株主名義書換簿、配当簿、印鑑簿、倉庫証券簿、判取帳など商業帳簿および営業に関する重要書類	10年
所得税法施行規則 第63条第1項第3号	「青色申告者」	取引に関して相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	7年
法人税法施行規則 第59条第1項第3号	「青色申告者」	取引に関して、相手方から受取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他のこれらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類で写しのあるものはその写し	7年